

# 福祉サービス第三者評価の結果

平成30年9月11日 提出(評価機関→推進委員会)



## 1 施設・事業所情報

### (1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	小沢保育園	種別	保育所		
代表者氏名 (管理者)	園長 齋藤和子	開設年月日	昭和47年10月1日		
設置主体 (法人名等)	社会福祉法人 弘前草右会	定員	50名	利用人数	46名
所在地	〒036-8243 青森県弘前市大字小沢字沢田13番地2				
連絡先電話	0172(88)2204	FAX電話	0172(26)8082		
ホームページアドレス	<a href="http://www.souyukai.com/">http://www.souyukai.com/</a>				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数 1回	受審履歴 平成26年度			

### (2) 基本情報

理念・基本方針	<p>保育の理念： 子ども一人一人を大切に、保護者と協力理解しあい、地域社会と連携しながら、豊かな人間性をもった子どもを育成する。</p> <p>保育方針： 一人一人の子どもの気持ちを受容し、子ども・地域家庭の継続的な信頼関係を築いていく。心身発達及び活動などの、個人差を踏まえ、援助・支援する。</p> <p>保育目標： 思いやりのある子ども 豊かな感性をもつ子ども 健康で明るい子ども</p>																											
	サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所地域活動事業(異年齢児・世代間交流)</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・延長保育促進事業</li> </ul>	4月 入園・進級式、お花見会、ゴミ拾い運動 5月 子どもの日集会、田植え(米作り)ミニ菜園、花壇作り、個人面談 6月 親子バス遠足、リペロ体験 7月 七夕集会、宵祭り、町内ねぶた運行、プール遊び 8月 土手町ねぶた運行、プール遊び、スイカ割り会 9月 運動会、保育参加デー、お月見会 稲刈り	10月 小遠足、稲核、ハロウィン集会 年長児思い出遠足 11月 秋餅作り、作品展示週間 七五三集会 12月 お遊戯会、クリスマス会 年長児クッキング 1月 学童交流会、保育参加デー 2月 三世代豆まき集会、個人面談 3月 雛祭り会、卒園式、お別れ会 毎月 避難訓練、誕生会、身体測定 交通安全集会、英語教室																									
その他、特徴的な取組	<p>・お米の一生と題してバケツを使用し餅米作りを行っています。            お米はどのように生長するのか、育てる課程でどのような作業と苦労があるか等、生長する喜びや愛着心を育めるようにし、更に継続的に行う事で、観察力や持続性を持つことができるように様々な視点から「養護と教育」を取り入れた活動を行っています。何より収穫した餅米で餅つきをして次に自分で作った秋餅を頬張る子どもたちの笑顔は最高です。            このような活動で「食」に対して感謝の気持ちを育むことが出来るように取り組んでいます。</p>																											
	居室概要	居室以外の施設設備の概要																										
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育室 3</li> <li>・ほふく室兼乳児室、調乳室 1</li> <li>・遊戯室 1</li> <li>・静養室 1</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室</li> <li>・調理室</li> <li>・休憩室</li> <li>・医務室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AED設置</li> <li>・園庭固定遊具、砂場</li> <li>・機械警備設備</li> </ul>																									
職員の配置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>職種</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>常勤:1</td> <td>嘱託医</td> <td>非常勤:2</td> </tr> <tr> <td>主任保育士</td> <td>常勤:1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>常勤:8 非常勤:1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>常勤:1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用務員</td> <td>常勤:1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				職種	人数	職種	人数	園長	常勤:1	嘱託医	非常勤:2	主任保育士	常勤:1			保育士	常勤:8 非常勤:1			栄養士	常勤:1			用務員	常勤:1		
職種	人数	職種	人数																									
園長	常勤:1	嘱託医	非常勤:2																									
主任保育士	常勤:1																											
保育士	常勤:8 非常勤:1																											
栄養士	常勤:1																											
用務員	常勤:1																											

## 2 評価結果総評

### ◎ 特に評価の高い点

- ・**子どもと地域との交流を広げるための取組が積極的に行われている。**  
地域との交流や地域活動への参加を目的とする保育所地域活動が計画され、宵まつや運動会等の園行事へ地域の方を招待したり、町内のねぷた運行やJA祭り、敬老大会等の地域の行事に参加したりするなど、積極的に地域の人々と交流する機会を設けています。また、子育てに関わる地域の社会資源について、保護者に情報を提供し、その利用を推奨しています。
- ・**苦情解決の仕組みが確立・周知され、機能している。**  
苦情解決の仕組みが法令に従い適切に整備されており、保護者に苦情解決の体制を説明した資料を配布・掲示するとともに、意見箱の設置や苦情の申出用紙を配布するなど工夫しています。また、苦情解決の仕組みを、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉え、よりよい保育園づくりをすすめるための手段に位置づけています。
- ・**一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。**  
子どもの発達過程や家庭環境等を家庭調書に記録し、一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握するとともに、ミーティング等で職員間の共有を図っています。また、自分をうまく表現できない子どもに声がけをしたり、子どもの欲求を必ず受けとめるようにしたり、分かりやすい言葉づかいを意識し、せかす言葉や制止する言葉を不必要に用いないようにしたりするなど、子どもの状態に応じた保育に配慮しています。

### ◎ 改善を求められる点

- ・**職員一人ひとりの育成に向けた目標管理が行われていない。**  
職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されていません。今後は、目標管理に関する仕組みを規程等で整備し、個々の職員の適切な目標の設定、進捗状況の確認、目標達成度の確認等を行うことによって、職員一人ひとりの育成に取り組むことが望まれます。
- ・**子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアルが整備されていない。**  
子どものプライバシー保護について、排泄・着替え・シャワー時等の生活場面や保育園の特性に応じた具体的な留意点を記載した規程・マニュアルを整備するとともに、保育者による子どもへの虐待防止等の権利擁護に関する規程・マニュアルを整備し、職員に周知徹底することが望まれます。

## 3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

・第三者評価を受審するにあたり、保育の理念・基本方針・保育の内容・マニュアルの見直しをすることが出来たと共に、職員と話し合いを重ねたことで、共通理解や再確認をすることが出来たと感じています。また、今まで以上に保護者や地域の方と一緒に子供達の成長を見守り、育んでいきたいと思っています。・改善点については、職員と共に順次取り組んでいきたいと思っています。

評価機関	名 称	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会
	所 在 地	(〒036-8063)青森県弘前市大字宮園2丁目8-1
	事業所との契約日	平成29年 9月29日
	評価実施期間	平成29年 9月29日～平成30年 6月18日
	事業所への 評価結果の報告	平成30年 9月 7日

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>理念、基本方針が保育園の使命を読み取ることができる内容で明文化されており、事業計画書や保育のしおり、パンフレット等に記載されています。また、その周知について、職員に会議等で継続的に説明していますが、保護者等には入園時の保護者会での配布・説明のみであり、十分ではありません。今後は、保護者等に対する理念、基本方針の周知について、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫をしたり、行事等の様々な機会をとらえて継続的に説明したりするなど、十分な取組が望まれます。</p>	

#### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	<b>a</b> ・b・c
<p>社会福祉事業全体の動向について、法人本部からの情報や業界団体が主催する研修会への参加等により把握するとともに、行政の情報をもとに地域の子どもの数を把握しています。また、法人本部と連携し、保育のコスト分析や利用者の推移、利用率等の分析が毎月行われ、経営状況が把握されています。</p>	
3 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	<b>a</b> ・b・c
<p>法人本部と連携して経営環境や経営状況の現状分析を行って、施設の老朽化や保育士の確保等の具体的な課題が明確にされており、職員にも会議等で説明が行われています。また、理事会等で課題の共有と改善策の検討が行われ、施設の建替え等に向けた改善の取組が進められています。</p>	

#### I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	<b>a</b> ・b・c
<p>法人の中・長期計画が策定されており、理念の実現に向けた福祉サービスの質の向上や人材育成・確保、経営基盤の安定、施設整備、公益的な活動の推進等に関する具体的な内容になっているほか、事業の実現に向けた資金の積立や調達に関する計画も立てられています。また、計画の中間評価を行って、以降の計画の見直しが行なわれています。</p>	
5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	<b>a</b> ・b・c
<p>単年度の事業計画は、実行可能で具体的な内容となっており、中・長期計画の内容が単年度の事業計画や収支計画に反映されています。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	
6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	<b>a</b> ・b・c
<p>単年度の事業計画は、各事業を担当する職員が作成した計画の素案をもとに、職員会議で話し合っって策定し、職員に配布・説明して理解を促しています。また、事業計画の実施状況の把握・評価を毎月行うとともに、年度末に見直しを行って、その結果を次年度の計画に反映させています。</p>	
7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	<b>a</b> ・b・c
<p>事業計画を保育のしおりに記載し、年度初めの保護者会場で配布・説明するとともに、保育園の玄関に事業計画書を置いて閲覧できるようにしています。また、毎月の広報紙に行事計画を記載し、保護者に周知して参加を促しています。</p>	

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
定められた評価項目にもとづく職員の自己評価を年2回行うとともに、第三者評価を定期的に受審しています。また、評価結果の分析・検討が理事会及び評議員会の場で行われています。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・Ⓑ・c
実施した自己評価、第三者評価の結果を分析・検討し、課題を明確にしていますが、課題の改善について、改善計画等を立て実施するまでには至っていません。今後は、課題の改善について、計画的に取り組んでいくために、職員の参画のもとで改善計画を策定し実施するとともに、実施状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが望まれます。		

#### 評価対象Ⅱ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・Ⓑ・c
園長は、自らの役割と責任について、業務分担表に明示し、職員会議等の場で説明するとともに、有事における役割と責任について、事故及び緊急時、災害時対応マニュアル等に明示していますが、不在時の権限委任が明確にされていません。今後は、有事における園長の役割と責任について、園長が不在の場合、その権限を誰に委任するのかを予め定め、業務分担表やマニュアル等に明示することが望まれます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
園長は、遵守すべき法令等について、法人や業界団体、行政等が実施する研修へ参加したり、関係通知を整備したりして理解に努めるとともに、職員に対して、ミーティングや職員会議等の場で内容を説明し、法令遵守を指導しています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
園長は、年2回の職員の自己評価や定期的な第三者評価の受審により、保育の質の現状や課題の把握に努めており、明確になった課題について、毎月の職員会議やミーティングで話し合う機会を設け、職員の意見を取り入れながら改善策を示し、改善に取り組んでいます。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
園長は、法人本部と連携して人事、労務、財務等、それぞれの視点から検証するとともに、職員の意見を聴いて人員配置や職場環境の整備を検討していますが、経営の改善や業務の実効性を高めるために、組織内に同様の意識を形成する取組や、具体的な体制の構築を行うまでには至っていません。今後は、経営の改善や業務の実効性の向上に向け、その必要性を職員に十分説明し、意思統一を図るとともに、担当者を配置したり、検討委員会等を設置するなど、体制を構築して取り組むことが望まれます。		

##### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	Ⓐ・b・c
法人の中・長期計画の中で、人材確保・育成に向けた計画が策定されており、それにもとづいて非正規職員から正職員への登用、学校との連携強化、管理職に対する研修の充実、職員に対する資格取得に向けた情報提供、人材バンクへの登録やホームページへの求人情報掲載等、具体的な取組が行われています。		

15	Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>期待する職員像や人事基準を就業規則で定めて、職員に周知するとともに、人事考課を実施して、職員の職務遂行能力や職務に関する貢献度等を評価し、結果を処遇に反映しています。また、職員の意向や希望をヒアリング等によって把握するとともに、分析・検討し、処遇改善を行なっています。</p>			
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
<p>園長は、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータ等をもとに職員の就業状況を把握するとともに、職員との個別面接を実施し意向の把握に努めています。また、把握した結果を法人本部で分析・検討し、ワークライフバランスに配慮した一般事業主行動計画の策定や、セクハラ・パワハラの相談窓口の設置、衛生推進者の配置、健康診断の内容充実など、働きやすい職場づくりに向けた取組が行われています。</p>			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	Ⅱ-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・Ⓒ
<p>目標管理に関する仕組みが構築されておらず、職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていません。今後は、目標管理制度に関わる仕組みを規程等で整備するとともに、個々の職員の目標管理シートを作成し、適切な目標の設定、進捗状況の確認、目標達成度の確認等を行うことによって、職員一人ひとりの育成に取組むことが望まれます。</p>			
18	Ⅱ-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・Ⓑ・c
<p>職員の教育・研修に関して、専門的知識・技術の習得、マンパワーの育成、資質向上等を図るという目的のもと、年間の研修予定表を策定し、それにもとづいて実施していますが、計画の中に、保育園が必要とする職員の具体的な知識・技術水準や専門資格が明示されていません。職員の教育・研修に関する計画は、保育園が必要とする具体的な職員の知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものを求めていますので、障がい児保育に関する知識やソーシャルワークの技術、社会福祉士や精神保健福祉士、幼稚園教員免許等の専門資格など、具体的な目標を明記したものであることが望まれます。</p>			
19	Ⅱ-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	Ⓐ・b・c
<p>法人や保育園が企画・実施する研修や外部研修への参加により、階層別・職種別・テーマ別研修等の機会が確保されているほか、職員の経験年数に配慮したOJTが行われています。また、研修参加者の報告レポートや伝達研修等により、研修成果の評価・分析が行われ、次の研修計画に反映されています。</p>			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	Ⅱ-2-(4)-①	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c
<p>実習生受入れに関するマニュアルが作成されており、受入れの意義や体制、実施方法等が記載されています。また、実習生の職種に配慮し、学校側の意向を取り入れて実習プログラムを作成するとともに、実習期間中にも、学校の先生と実施状況の確認や実習内容の検討を行っています。</p>			

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	Ⅱ-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・Ⓑ・c
<p>ホームページ上で、法人の財務諸表や保育園の保育の内容、活動等が公開されているほか、町会向けの広報紙に保育園の理念・保育方針、活動等を掲載し回覧するなどしていますが、公表している内容が十分ではありません。今後は、第三者評価の受審状況や結果、苦情解決の仕組みや苦情内容及び解決結果等についてもホームページ等で公表することが望まれます。</p>			
22	Ⅱ-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>保育園における事務、経理、取引等について、関係するルール、職務分掌と権限・責任を規程で定めるとともに、内部監査を実施し、定期的に確認しています。また、外部の公認会計士のアドバイスにもとづく経営改善も行なわれています。</p>			

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
<p>地域との交流や地域活動への参加を目的とする保育所地域活動が計画されており、宵祭りや運動会等の園行事へ地域の方を招待したり、町内のねぶた運行やJA祭り、敬老大会等の地域行事に参加したりするなど、積極的に取り組んでいます。また、子育て等に関わる地域の社会資源や情報を保護者に提供し、その活用を推奨しています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉠・b・c
<p>ボランティアの受入れの意義や育成方針、登録手続、活動メニュー、事前説明等の事項を記載した受入れに関するマニュアルを作成し、ボランティアの受入れが行われています。また、中学校の職場体験の受入れ等、地域の学校教育への協力も行われています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p>事故緊急時や感染症、虐待防止等の対応に関して、連携が必要な機関・団体を把握するとともに、各マニュアルに記載し、必要に応じてその機関・団体との連携が行われています。また、地域交流や障がい児保育に関しても、連携が必要な関係機関・団体を把握し、定期的な連携が行われていますが、リスト化等により明示し、職員間で共有することが望まれます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a ㉠・c
<p>地域の保護者や子どもに呼びかけて、保育園の行事へ参加してもらったり、地域のねぶた運行や敬老大会、祭り等に参加協力したりするなどの取組を行っていますが、保育園の専門的な知識や技術を地域に提供する取組が十分に行われていません。今後は、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会の開催、子育てに関する相談窓口の設置等、保育園の専門的な知識や技術を活かした取組を積極的に行うことが望まれます。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a ㉠・c
<p>保護者のニーズにもとづき、独自に延長保育を実施していますが、地域の福祉ニーズを把握する取組や、把握した福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が十分に行われていません。今後は、地域住民に対する相談事業を活発化する、地域交流のイベント時のアンケートを実施する、民生委員・児童委員と定期的な会議を開催するなどして、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めるとともに、これにもとづく独自の公益的な事業・活動を積極的に実施することが望まれます。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p>子どもの尊重や基本的人権への配慮について、基本姿勢を保育の理念や保育方針に明示し、児童憲章に則って取り組んでおり、職員に説明したり、個別に指導したりして周知するとともに、会議やミーティングの場で取組状況の確認が行われています。また、保護者にも保育の理念や保育方針等を示し、基本姿勢に対する理解を図っています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b ㉠
<p>プライバシー保護マニュアルが作成されていますが、保育園の特性に応じた具体的な留意点の記載が十分ではありません。また、子どもの虐待防止等の権利擁護に関するマニュアル等が作成されていません。プライバシー保護マニュアルには、子どもの排泄・着替え・シャワー時等の生活場面における具体的な留意点等を記載するとともに、保育者による子どもへの虐待防止等の権利擁護に関するマニュアル等を整備して職員に周知徹底することが望まれます。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p>ホームページで、保育園の概要や保育内容とともに、写真入でわかりやすく行事・活動のようすを紹介しているほか、パンフレットを行政の窓口等に置いています。また、保育園の利用希望者には、保育のしおりをういて個別ていねいに説明しているほか、見学の希望にも随時対応しています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉑・b・c
<p>保育の開始時、保護者個々に保育のしおりをういて保育内容や留意事項等をわかりやすく説明し、同意を得たうえでその内容を書面で残しています。また、保育内容の変更にあたり、年度初めの全体集会で保育のしおりをういて変更点を説明するとともに、年度途中に変更があった場合、送迎時に変更点を説明し、同意を得たうえでその内容を書面で残しています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・㉒
<p>保育園の変更にあたり、引継ぎの手順や文書が定められていません。また、利用終了後も、保護者等からの相談があれば園長が応じていますが、そのことを説明した文書を渡していません。今後は、保育園の変更にあたり、引継ぎの手順や文書の内容を定めておくとともに、利用終了時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を書面にし渡すことが望めます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉓・c
<p>利用者満足について、日々の保育のなかで子どもの話を聞いたり、保護者アンケートの結果や保護者との個別面談から汲み取ったりして、把握に努めるとともに、職員会議で把握した結果を分析・検討していますが、利用者満足を把握する仕組みを整備したうえで、その向上に取組むまでには至っていません。今後は、利用者満足を把握する目的で、保護者等への満足度調査や個別聴取、懇談会での聴取等を実施するとともに、把握した結果を分析・検討するための担当者や検討会議等を設置するなどして、分析・検討の結果にもとづく改善に取り組むことが望めます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉑・b・c
<p>苦情解決の仕組みが法令に従い適切に整備されており、保護者に苦情解決の体制を説明した資料を掲示・配布して周知するとともに、保護者が苦情を申し出しやすいように意見箱の設置や苦情の申出用紙の配布等が行われています。また、苦情解決の仕組みを、よりよい保育園づくりをすすめるための手段に位置づけています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉑・b・c
<p>保護者が相談したり意見を述べたい時に、園長や主任、法人の担当者、第三者委員等の複数の相手や、口頭や電話、書面等の複数の方法が用意されており、そのことを説明した文書を配布・掲示し、保護者に周知しています。また、意見箱の設置やアンケートの実施、相談スペースの確保等も行われています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>職員は、保護者とのコミュニケーションを活性化し、相談や意見を傾聴するように努めているほか、意見箱の設置やアンケートの実施等により保護者の意見等の把握に努めています。また、把握した相談や意見への対応が、苦情解決と一体的に迅速、適切に行われ、保育の質の向上につながっています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービス提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p>リスクマネジメントについて、責任者と各部署に担当者を配置し、事故及び緊急時や不審者侵入時の対応の体制や手順を明確にしたマニュアルを整備するとともに、職員に対する安全対策に関する研修を行うなどして取り組んでいます。また、ヒヤリハット事例を収集し、職員会議や園内研修の場で発生要因の分析や防止策の検討を行って改善に取り組んでいます。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・(b)・c
<p>感染症の予防と発生時の対応について、マニュアルを整備し、職員会議や内部研修の場で話し合いながら予防や対策に取り組むとともに、マニュアルの定期的な見直し、掲示による保護者への情報提供が行われていますが、感染症対策の管理体制が明確にされていません。今後は、感染症対策について、担当者・担当部署、定期的な検討の場を設置するなど、責任と役割を明確にした保育園内の管理体制を確立し実行することが望まれます。</p>			
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・(b)・c
<p>災害時に備え、設備・備品の転倒防止策や飲料・食料や発電機等の備蓄、消防署と連携した避難訓練などを行うとともに、災害発生時の対策を定めていますが、その内容が十分ではありません。今後は、災害発生時における、初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準、役割分担、子ども・保護者及び職員の安否確認の方法等をあらかじめ定めておくことが望まれます。</p>			

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-①	提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・(b)・c
<p>標準的な実施方法について、マニュアルとして文書化されていますが、保育全般にわたって定められておらず、文書化が十分ではありません。しかしながら、各種マニュアルは、職員に配布したり、個別に指導したりして周知し、それにもとづいた保育を実施しており、園長・主任による実施状況の確認も行われています。今後、標準的な実施方法は、基本的な相談・援助技術に関するものをはじめ、保育の実施時の留意点、子ども・保護者のプライバシーへの配慮、設備等の業務手順等、保育全般にわたって定めて文書化しておくことが望まれます。</p>			
41	Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	(a)・b・c
<p>各種マニュアルの検証・見直しが、事業計画の策定時に併せて行われており、緊急の場合は、職員会議やミーティングの場で行われています。また、検証・見直しにあたり、職員の話合いが行われ、出された意見や提案が反映されています。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-①	適切なアセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	(a)・b・c
<p>指導計画は、主任を策定の責任者として、年度初めに組織が定めた様式(家庭調書)を用いて行うアセスメントや保護者面談、保育課程にもとづき、関係職員の合議によって策定しています。また、個別の指導計画や保育児童票には、子どもや保護者のニーズが明示されているほか、指導計画には、保育実践にもとづく評価や反省が記録されています。</p>			
43	Ⅲ-2-(2)-②	定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
<p>年間、月・週案の指導計画の評価について、担任が実施期間の終了後に行い、指導計画書に記録し、園長・主任が確認しています。また、指導計画の見直しが、評価結果にもとづいて、園長・主任と担任によって行われており、見直しの内容を職員会議で職員に周知するとともに、次の指導計画の作成に反映させています。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	(a)・b・c
<p>保育園が定めた統一の様式に、子どもの発達状況や生活状況、個別の指導計画にもとづく保育の実施状況が記録されており、記録の書き方に差異がないよう個別に指導が行われています。また、記録された情報は、園長・主任が必ず確認するとともに、職員会議やミーティングにおいて職員間で共有されています。</p>			
45	Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	(a)・b・c
<p>個人情報保護規程、保存簿冊整理要綱により、記録の保管、保存、廃棄、情報開示、個人情報の不適切な利用や漏えいに対する対策等が規定されており、園長を責任者とする記録管理が適切に行われています。また、個人情報の取り扱いについて、職員会議等で職員に教育するとともに、保護者にも保育のしおりに記載し説明しています。</p>			



評価対象A サービス内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
46	A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目的に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。
		③・b・c
<p>保育課程は、保育士が参画して、関係法令や保育指針などの趣旨をとらえ、保育園の保育理念や保育方針に基づき、子どもの発達過程や家庭の状況、保育時間、地域の実態などを考慮し編成するとともに、年度末に評価を行い、次の編成に反映させています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
47	A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		③・b・c
<p>冷暖房器具や加湿器の設置、換気、採光などにより、室内の環境が適切に保たれており、設備・用具の消毒、寝具の衛生管理も適切に行われています。また、家具や遊具の配置により、子どもの状況に応じて落ち着ける場所があり、食事や睡眠、排泄等の生活空間の清潔や安全にも配慮されています。</p>		
48	A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
		③・b・c
<p>子どもの発達過程や家庭環境等を家庭調書に記録し、一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握するとともに、ミーティング等で職員間の共有を図っています。また、自分をうまく表現できない子どもに声がけをしたり、子どもの欲求を必ず受けとめるようにしたり、分りやすい言葉づかいを意識し、せかす言葉や制止する言葉を不必要に用いないようにしたりするなど、状態に応じた保育に配慮しています。</p>		
49	A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		③・b・c
<p>一人ひとりの子どもの発達に違いがあることを理解し、発達状況に応じた基本的な生活習慣が身につけられるように、担任を中心に保育士が連携して取り組んでいます。また、基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもの主体性を尊重するとともに、保護者との情報交換を行い、家庭での生活リズムを考慮して援助を行っています。</p>		
50	A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
		③・b・c
<p>子どもがやってみたいと思う気持ちを尊重し、ほめてあげることで自発性を引き出すよう援助するとともに、戸外で体を動かして遊んだり、友だちと協同して活動する機会を設けたり、社会的なルールを身につけられるような体験を取り入れたりしています。また、野菜作りやバケツでのもち米作りを通して自然とふれあったり、行事等への参加を通して地域の人たちと接したり、遊戯を披露する機会を設けたりするなど、子どもが主体的に活動できる環境が整備されています。</p>		
51	A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		③・b・c
<p>一人ひとりの子どもの生活リズムに合わせ、ゆったりと過ごすことのできる環境に配慮するとともに、応答的な関わりや欲求に応えることにより、保育士との愛着関係を育みながら、発達課程に応じた保育に取り組んでいます。また、保護者と連絡帳や送迎時の対話等により、保育の情報を共有しています。</p>		
52	A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		③・b・c
<p>子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、自我の育ちを受け止めるとともに、部屋を広く使って探索活動が十分行えるよう、玩具等で安心して遊ぶことができるよう、様々な年齢の子どもや保育士以外の大人との関わりがもてるよう、保育士等が関わっています。また、離乳食の進め方等について、一人ひとりの状況に応じて家庭と連携して取り組んでいます。</p>		
53	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と保育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		③・b・c
<p>3・4歳児は、集団の中で、友だちと関わりながら遊びや活動に取り組むことにより、様々なトラブルを経験しながら相手の気持ちを理解し、心の成長を促すよう、また、5歳児は、作品展などの作品づくりを通して、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった活動に取り組めるよう環境を整え、保育士等が関わっています。</p>		

54	A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
<p>気になる子どもの保育について、専門機関から助言を受けたり、必要に応じてケース会議を開催したり、職員に研修を実施したりして取り組んでいます。また、気になる子どもの保護者に対し、保育園での様子を伝えたり、医療機関の受診時に同行したりするなどの支援が行われています。</p>			
55	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a Ⓑ・c
<p>長時間にわたる保育について、子どもの生活リズムや心身の状態を把握し、生活の連続性をふまえ、異年齢児保育も取り入れて行われています。また、子どもの状況について、ミーティングや記録により保育士間の引継ぎを適切に行い、保護者の迎え時に正確な情報を伝えるよう努めていますが、指導計画に長時間保育についての位置づけがされていません。今後は、長時間にわたる保育のための環境の整備、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが望まれます。</p>			
56	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	Ⓐ・b・c
<p>指導計画の中に、小学校との連携や就学を見通した保育に関する取組を位置づけ、子どもと卒園児との交流や小学校の一日体験訪問、小学校教諭との情報交換などの取組が行われています。また、保護者が小学校以降の生活に見通しが持てるよう、個別面談の場で就学に向けた園の取組を伝えています。</p>			
A-1-(3) 健康管理			
57	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
<p>健康管理・保健計画があり、それにもとづき、子どもの心身の健康状態、既往症や予防接種の状況等を把握し、個人票に記録して関係職員が情報を共有しています。また、子どもの体調悪化・けがなどへの対応や、SIDSの発生リスクを低減させるための対策等を職員に周知徹底するとともに、保護者にも情報や取組を保育のしおりに記載し提供しています。</p>			
58	A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
<p>健康診断・歯科検診の結果を、児童票に記録して関係職員で共有するとともに、保護者にも書面で通知しています。また、主任が結果にもとづく保護者からの相談に対応するとともに、相談内容から保育に配慮すべきことがあれば、担任と連携して取り組んでいます。</p>			
59	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>アレルギー疾患のある子どもに対して、対応マニュアルを作成するとともに、職員が研修等に参加し、必要な情報・知識を得て適切に対応しています。また、食物アレルギーに対しては、保護者と連携を密にし、医師の指示書にもとづく除去食を提供しており、除去食の見た目が他と変わらないよう配慮もしています。</p>			
A-1-(4) 食事			
60	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
<p>食育を保育課程に位置づけ、子どもの発達に合わせた年間食育計画を作成し、楽しく食べる体験を通して子どもの食への関心を育む取組を実践しています。具体的には、異年齢児の子どもと一緒に食べたり、子どもが育てた野菜を食べたり、クッキングを体験させたり、個人差に応じて量を加減したり、苦手なものが少しでも食べられるように声かけをしたりするなど、様々な工夫が行われています。</p>			
61	A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c
<p>子どもの食べる量や好き嫌いを把握するとともに、栄養士等と一緒に食事をしながら子どもの話を聴いたり、給食会議で検討したりして、献立・調理を工夫しており、旬の食材を取り入れたり、和食や行事食、郷土料理を取り入れたりするなどの取組が行われています。また、衛生管理マニュアルを整備し、安心・安全な食事の提供に努めています。</p>			

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
62	A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>保護者と連絡帳のやり取り等によって日常的な情報交換を行ったり、保育参加デーに保護者も一緒に保育を体験してもらい、保育の意図の理解を図ったり、送迎時に子どもの様子を伝え合って成長を共有したりするなど、家庭と連携して保育に取り組んでいます。また、保護者との情報交換の内容を、ミーティング等の場で共有し、必要に応じて記録しています。</p>			
A-2-(2) 保護者等の支援			
63	A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>保護者と日々コミュニケーションを図り、子どもの成長を共に喜び共感しながら一緒に子育てができるよう働きかけて、相互の信頼関係を築いています。また、常時、相談に応じられる体制を整え、保育士等が保護者の気持ちを受け止め、必要に応じて園長や主任から助言を受けながら相談に応じるとともに、相談内容を記録しています。</p>			
64	A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c
<p>虐待予防と早期発見マニュアルにもとづいて、登園時や保育中に子どもの様子を観察するとともに、ミーティング等で情報を共有し、虐待等の早期発見に努めるとともに、保護者に対して予防的に子育てのアドバイスや心身のケアを行っています。また、虐待等が疑われる場合、園長が法人本部に報告し、児童相談所等の関係機関へ相談・通告する体制がとられています。</p>			

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
65	A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	Ⓐ・b・c
<p>独自の評価項目にもとづいて、保育士等の自己評価を行って、自らの保育実践を振り返り、職員相互で話し合いを持つとともに、自己評価の結果を理事会及び評議員会の場で分析・検討し、保育園全体の自己評価につなげています。</p>			